平成２１年（フ）第５５９号
福島県郡山市開成２丁目30番20号、破産開始決定時の住所埼玉県新座市西堀１丁目８番21号
破産者　折尾　親一
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第４５２号
福岡県久留米市高良内町913番地
破産者　永田　正博
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２０年（フ）第４５３号
福岡県久留米市高良内町913番地
破産者　永田芙紀子
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２１８号
盛岡市八幡町９番22号
破産者　横屋　智子
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６４号
群馬県館林市本町２丁目13番１号
破産者　ペニーレーンこと　内山　博英
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２０年（フ）第１５１５号
埼玉県川口市朝日１丁目４番８－201号
レーベンハイム川口グランディール
破産者　岩本　雅永
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第５４５号
新潟市南区臼井1384番地２　ザ・トピア102号、開始決定時の住所新潟市南区赤渋448番地13
破産者　小池　則幸
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第５９６号
金沢市中央通町14番５号　サイリバーマンション401号室、従前の住所金沢市西泉４丁目114番地、従前々の住所金沢市平和町２丁目３番３号　県営住宅３棟１号
破産者　丹羽　朝子
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第９７５号
大阪府泉北郡忠岡町高月南１丁目１番11号、住民票上の住所大阪府泉北郡忠岡町高月北２丁目15番17号
破産者　津田　祥秋
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２０年（フ）第１０７７号
大阪府貝塚市近木1061番地の７、開始決定時の住所大阪市西成区中開２－１－26シティキャンパス606、住民票上の住所大阪府貝塚市近木975番地の12
破産者　泉谷　浩之
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２０年（フ）第１０７８号
大阪府貝塚市近木1061番地の７
破産者　泉谷　光昭
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７５号
大阪府貝塚市脇浜４丁目５番26号
破産者　トミオカ商事こと　冨岡　善雄
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第３５３号
大阪府岸和田市池尻町117番地の１ガーデンタウン清水Ｂ棟103号
破産者　城川商店こと　城川　保明
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第２９３号
兵庫県尼崎市長洲本通１丁目15番18　メゾンドール尼崎212号室、開始決定時の住所兵庫県尼崎市長洲西通１丁目２番３―708号
破産者　髙橋　真紀
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第３２３号
兵庫県尼崎市稲葉元町３丁目５番１号
破産者　先本　　勉
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第３５６号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目18番26号永田マンション８、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘２丁目19番23号マンション若草１－Ｂ
破産者　川本　洋子（旧姓池田）
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４１０号
兵庫県西宮市甲東園１丁目２番28―202号
破産者　岡田久美恵（旧姓森山）
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４１２号
兵庫県西宮市甲東園１丁目２番28―202号
破産者　岡田　直樹
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係